

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和4年9月16日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和4年8月28日（日）午後8時10分頃、周南市大字高瀬の市道犬啼大崩線を走行中の車両が、横断側溝用のグレーチングを跳ね上げ、タイヤ及びホイールを損傷した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥51,700-

2 専決処分の年月日

令和4年9月14日